

## 宮崎県立病院事業医業未収金回収業務委託仕様書

### 1 業務の目的

宮崎県立病院事業の経営に影響を及ぼしている、患者自己負担分の医業未収金（以下「未収金」という。）に係る収納業務を、高度な専門性を有する民間事業者へ委託することにより、利用者負担の公平性の確保と未収金残高の縮減を図る。

### 2 業務の名称

宮崎県立病院事業医業未収金回収業務委託

### 3 委託期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで  
ただし、1年単位で最大2回期間を延長することができる。

### 4 業務委託の内容

#### (1) 対象病院

病院名	許可病床数	所在地
県立宮崎病院	502床	宮崎市北高松町5番30号
県立延岡病院	410床	延岡市新小路2丁目1番地10
県立日南病院	281床	日南市木山1丁目9番5号

#### (2) 委託する業務

次の①から⑤までの業務とし、実施の手段、手法等については、提案のあった内容により行うものとする。なお、将来的に法的手続を実施することとなった場合に対応できるよう、受託者は催告や収納などの経過を記録した書類等を整理することとする。

##### ① 催告業務

- ア 未納者本人、連帯保証人及び法定相続人（以下「未納者等」という。）に対し、未納額の確認と支払の催告を行うとともに、支払わない場合はその理由を確認する。
- イ 最低限実施する催告の回数は、催告書発送4回、電話発信5回とする。
- ウ 転居等により未納者等が所在不明となった場合は、その特定のための調査を行う。
- エ 未納者等が死亡している場合は、法定相続人の調査を行う。

##### ② 支払方法の相談業務

未納となっている理由の内容によって、支払の障害となっている問題の除去を第一義として相談に応じることとする。また、未納者等の支払能力等を考慮し、最適な支払方法により回収に努める。

##### ③ 集金業務

未納者等からの支払は、原則として受託者が一旦集金し、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院（以下「各県立病院」という。）に全額を納付する。

##### ④ 報告業務

###### ア 日次報告

支払があった場合、その翌日（土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合はその次の開庁日）までに、未納者ごとの支払明細を報告する。

###### イ 月次報告

月末時点における次の内容が記載された報告書を翌月10日（当日が土曜日、日曜日及び祝日に当たる場合はその次の開庁日）までに、経営管理課及び各県立病院に報告する。

(ア) 未納者ごとの支払明細

(イ) 月ごとの支払件数及び支払金額、累計の支払件数及び支払金額、月ごとの納付誓

約件数及び納付誓約金額、累計の納付誓約件数及び納付誓約金額、月ごとの回収不能判断の件数及び金額

(ウ) 未納者ごとの受託日、受託金額、入金額、未済額、催告経過（同一の未納者について、複数回にわたり受託している場合は、受託日ごとに報告）

(エ) 未納者ごとの回収不能報告書（回収不能の判断は、県立病院における不納欠損整理基準（以下「不納欠損整理基準」という。）に該当する場合に限る。）

ウ 適時報告

次に該当する場合には速やかに各県立病院に報告すること。

(ア) 受託した未収金が、次の(3)「委託する未収金の範囲」の①～④に該当すると判断した場合

(イ) 未納者等とトラブルが発生した場合

(ウ) 未納者等との交渉状況等について、各県立病院が照会した場合

⑤ その他

ア 年度当初に、各県立病院において、業務の実施方法等について委託者と協議する。

イ 提案のあった業務のうち、委託者が適当と判断したものについて実施する。

(3) 委託する未収金の範囲

原則として、督促状により指定する納付期限から1年を経過したものとし、各県立病院の病院長が委託することが適当であると判断したものとする。

なお、未収金には県立宮崎病院に移管された県立富養園分の未収金を含むものとする。ただし、次の①から⑤までに該当する未収金は除く。

① 訴訟等の法的措置を実施しているもの

② 破産又は免責となった未納者等に係るもの

③ 納付誓約による分納履行中又は各県立病院で納付相談対応中のもの

④ 調査等により不納欠損整理基準に該当すると判断したもの

⑤ 未納者ごとの未収金の額が3,000円に満たないもの

①から④までに該当すると受託者が判断した未収金については、速やかに各県立病院にその旨を報告するとともに、当該未収金についての収納業務を停止すること。

## 5 受託者に提供する個人情報の範囲

受託者が業務を遂行するに当たって、各県立病院が提供する未納者の個人情報の提供範囲は次のとおりとする。

(1) 未納者等の基本情報

① 患者ID

② 氏名及びふりがな

③ 性別

④ 生年月日

⑤ 診療期間

⑥ 調定額

⑦ 未収額

⑧ 住所

⑨ 電話番号

⑩ 督促状を發した日

⑪ 病院長が必要と認める情報

(2) 各県立病院における対応経過

(3) 円滑な業務遂行のために受託者が上記以外の情報を各県立病院に求め、病院長が必要と認めたもの

## 6 回収金額

受託者が回収したと見なす金額は、次に掲げるものの総和をいい、その他については受託者が回収した金額とは認めないこととする。

- ① 本契約期間中に乙が回収した金額
- ② 本契約期間中に乙の収納業務の成果により甲に支払われた金額
- ③ 乙の収納業務の成果により第三者機関（保険者、保険会社等）から直接甲に支払われた金額

例1) 診療時保険証が未提示の滞納者が、乙からの請求後に保険証の提示及び保険適用後の自己負担額を支払った場合は、委託金額である10割の金額が乙の報酬対象となる。

例2) 乙からの請求後に自由診療の債権が保険適用となり、滞納者が保険適用後の自己負担額を支払った場合は、委託金額を10割に変更した金額が乙の報酬対象となる。

## 7 業務の開始日

4に記載する業務は令和4年4月1日から開始するものとし、契約締結日から令和4年4月1日までの間は準備期間とする。